



お知らせカレンダー

No. 1818 【 4月10日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,664 世帯

人口 4,988 人

男: 2,440 人

女: 2,548 人



令和7年4月14日 ~ 令和7年4月27日

(令和7年3月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
14	(月)				
15	(火)				
16	(水)				
17	(木)				
18	(金)	1歳6か月児健診(対象児: R5.7.30~R5.10.17生)	受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	こども未来課 (こども家庭センター)
19	(土)				
20	(日)				
21	(月)				
22	(火)				
23	(水)				
24	(木)				
25	(金)				
26	(土)	3歳児健診(対象児: R3.7.18~R3.10.25生)	受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	こども未来課 (こども家庭センター)
27	(日)				

茶花産業・銀座通り水害防災・減災事業に向けての意見交換会の開催について（ご案内）

令和6年11月8日から9日未明にかけて本町を襲った大雨は、線状降水帯が発生し、沖縄県国頭村から本町の上空で次々と雨雲が発生し16時間にも及んで断続的に豪雨が降り注ぎ、時間最大雨量139mm、24時間最大雨量813mm、連続雨量885mmという記録的な大雨となりました。

11月としては全国初の警報で最もレベルの高い大雨特別警報も発令され、線状降水帯の怖さを実感するものとなりました。

町内至る所で、道路は冠水し、法面の崩落、農地や農作物の被害、住家や事業所の浸水被害など多くの財産が失われ、今なお復旧道半ばの状況であります。

つきましては、近年の地球規模での異常気象による自然災害が各地で発生している中、今後の茶花地区流域の中長期的な治水対策や防災・減災対策について、下記のとおり意見交換会を開催しますのでご案内いたします。

記

1 日時 令和7年4月19日（土） 19:00~21:00

2 場所 役場1階多目的ホール

＜お問い合わせ先＞

与論町役場 総務企画課 笠門（かさかど）

TEL 0997-97-3111

与論町役場職員定期人事異動一覧(令和7年4月1日付)

■退職者(令和7年3月31日付)

氏 名	所属課(局・園)・職名	備 考
富 千 加 代	健康長寿課保健センター 主査	定年退職
林 末 美	沖永良部与論地区広域事務組合介護保険事務局	定年退職
阿 野 斉	児童発達支援センター 所長	普通退職
高 菜 々 美	総務企画課 主事	普通退職
池 畑 あ け み	生涯学習課 主事	再任用期間満了による退職

■新規採用職員

氏 名	配置課(局・園)・職名
徳 田 絢	総務企画課 主事補
嶺 元 明 仁	環境課 主事補
原 田 歩 美	こども未来課 主事

■再任用職員

氏 名	所属課(局・園)・職名	備 考
富 千 加 代	健康長寿課保健センター 主事	再任用
林 末 美	沖永良部与論地区広域事務組合介護保険事務局	再任用

■定期異動:課長級

氏 名	異動先 課(局・園)・職名	旧所属課(局・園)・職名
光 俊 樹	こども未来課長	総務企画課 課長補佐
池 田 い つ み	児童発達支援センター 所長	児童発達支援センター 副所長

■定期異動:課長補佐級

氏 名	異動先 課(局・園)・職名	旧所属課(局・園)・職名
杉 田 裕 美	税務課 課長補佐	町民生活課 主幹兼係長
福 永 ま ゆ み	こども未来課 課長補佐	税務課 課長補佐
東 直 樹	水道課 課長補佐	水道課 主査

■定期異動:係長級

氏 名	異動先 課(局・園)・職名	旧所属課(局・園)・職名
山 野 貴 之	総務企画課 主査	奄美群島広域事務組合
片 山 哲 治	総務企画課 主幹兼係長	鹿児島県後期高齢者医療広域連合
川 上 明 日 香	包括支援センター 主査	生涯学習課 主査
嶺 綾 乃	茶花こども園 保育士(3級)	茶花こども園 保育士(2級)
市 末 大 幸	建設課 係長	産業課 係長
池 田 元	建設課 主査	建設課 主事(2級)
林 左 知 子	商工観光課 係長	総務企画課 係長
山 眞 實	耕地課 主査	総務企画課 主査
菅 原 実	耕地課 主査	耕地課 主事(2級)
山 本 直 子	教育委員会学務課 主査	教育委員会学務課 主事(2級)

■定期異動:主事級

氏 名	異動先 課(局・園)・職名	旧所属課(局・園)・職名
吉 田 凧 沙	町民生活課 主事	商工観光課 主事
稲 江 夢 奈	こども未来課 保健師	保健センター 保健師
裾 分 理 司	児童発達支援センター 主事(2級)	包括支援センター 主事
岡 本 悠 希	産業課 主事(2級)	環境課 主事
朝 岡 陽 平	商工観光課 主事(2級)	商工観光課 主事

■他機関への出向等

氏 名	転出・出向先	旧所属課(局・園)・職名
林 末 美	沖永良部与論地区広域事務組合介護保険事務局(再任用)	沖永良部与論地区広域事務組合介護保険事務局(役職定年)
山 下 康 平	鹿児島県 PR観光課	建設課 主査
松 下 八 起	鹿児島県 子ども政策課	町民生活課 主事
北 村 佳 右	鹿児島県奄美パーク	総務企画課 主事

ダンボールの捨て方の変更について

リサイクルセンターにプレス機が新しく導入されたことに伴い、**令和7年4月16日**からダンボールの捨て方が変更になります。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆一般家庭の方



料金 : 無料

出す場所 : リサイクルセンタースtockヤード (計量無し)

出し方 : 水曜日と日曜日にリサイクルセンターへ直接持ち込み。

◆事業所の方



料金 : 有料

出す場所 : クリーンセンター美ら島で計量後、
リサイクルセンタースtockヤードへ。

出し方 : 月曜日から金曜日の16時45分まで。
日曜日は12時まで。土曜日・祝日は持ち込み不可。

お問い合わせ先
与論町役場 環境課
電話 : 0997-97-4712

与論城跡が国指定史跡になりました！！

令和7年3月10日付けの官報で与論城跡の国指定が告示され、正式に国指定史跡となりました。関係者や町民の皆様の御理解・御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、対象となる地区は以下の網掛けの箇所になります（指定は同意が得られた地番が対象のため）。網掛けの範囲内での掘削を伴う作業（植栽・工事）や樹木の伐採には事前の手続きが必要になります。ご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。



※2月10日に開催した与論城跡のシンポジウム記録冊子を作成しました。教育委員会の窓口にありますので、御入用の方はご自由にお持ち帰りください（部数に限りがあるためお一人様あたり1部に限らせていただきます。）。

【問い合わせ先】生涯学習課 南（ TEL 0997-97-2441 ）

令和7年度農業を営む皆様へ 補助事業についてのお知らせ

農業を営む皆様へ、令和7年度新規及び拡充補助事業についてお知らせいたします。

記

1. 【農業・畜産肥料物価高騰対策事業】※新規 J Aで取扱のある肥料

対 象 者：農業者

対 象 品 目：あまみ農業協同組合 与論事業本部購買課が取り扱う化学肥料

事 業 内 容：町が定める基準額から令和7年4月1日以降に購入された化学肥料の
物価高騰に係る差額分を助成(税抜き)

※糖業振興会等他の助成事業が充てられている肥料は対象外となります

2. 【国内肥料資源利用拡大事業】※新規 J Aで取扱のある肥料及び取扱のない肥料

対 象 者：農業者

対 象 品 目：あまみ有機堆肥・アグリッチ・ベジリッチ1号2号・なたね粕・
ニュー有機入り美人・マルイフェザー・マルイ有機(ケイフン)・
牛ちゃんパワーアップ・魚粉・健苗パワー・黒い瞳・大地の恵み・
百笑百作888・米ぬか・さざん華・与論町完熟堆肥バラ売り

事 業 内 容：購入価格(税抜き)の1/2助成

3. 【重点品目向上対策事業】※拡充 J Aで取扱のある資材及び取扱のない資材

対 象 者：園芸農家

対 象 品 目：インゲン、ニガウリ、さといも、ソリダコ、トルコギキョウ、マンゴー、
アテモヤ等の重点作物の品質向上を目的とした防風資材に資する資材の
購入費

事 業 内 容：ダンボール・防風ネット・ビニールシート・らせん杭等の防風対策に資す
る資材の購入費。補助率1/2以内(ただし、補助金の上限は10aあたり20
万円、対象となる経費は総額5万円以上のものとする。)

4. 【飼料作物種子購入費補助事業】※拡充 J Aで取扱のある種子

対 象 者：与論町和牛改良組合(畜産農家)

事 業 内 容：飼料作物の種子購入費。補助率1/2以内

申請方法：1.4は申請の必要はありません、購入後に補助率分助成を行ないます。2.3でJ
Aに取扱のない資材については、役場での申請が必要です。購入後、印鑑・通帳・領収書
をご持参ください。各事業予算がなくなり次第終了します。J Aが取り扱う資材については申
請の必要はありません。

5. 【新規就農者機械導入支援事業】※拡充

対 象 者：認定新規就農者

事 業 内 容：農業用機械及びスマート農機等の購入代及び購入に係る経費。総事業費は
50万円を限度額。補助率は対象となる事業の1/2以内。

6. 【さとうきび機械導入等支援事業】※拡充

対 象 者：3戸以上のさとうきび農業者で組織する団体及び作業受託組織

事 業 内 容：さとうきび専用機械の導入及びハーベスターなどの機能向上に係る経費
の一部助成を行なう。補助率2/3以内(ただし、補助の上限は160万円)

7. 【畜産暑熱対策費補助事業】※新規

対 象 者：畜産農家のグループまたは個々の畜産農家

事 業 内 容：大型扇風機、暑熱カーテン等の暑熱対策の購入に係る経費。補助率1/2
以内(ただし、補助金の上限は20万円)対象となる事業は総事業費が5
万円以上のものとする。)

申請方法：5～7は役場にて申請が必要です。購入前に印鑑、見積書、通帳をご持参の上、
役場産業課に申請をお願いします。各事業予算がなくなり次第終了します。

【お問い合わせ】

与論町役場 産業課

T E L : 0997-97-4924

F A X : 0997-97-4196

(チンチバック・イナゴ類)

病害虫同時防除作業委託の申込について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より当会の運営につきましてはご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、4月から6月にかけてはさとうきびに被害をもたらす病害虫（チンチバック・イナゴ）が発生します。昨年はヒゲマダライナゴ等のイナゴ類が大量発生し、さとうきびの収量にも大きな影響を与えました。当会では被害対策のため病害虫の同時防除作業を受託します。

つきましては、申込受付を開始しますので希望される方は、さとうきび生産対策本部までお申し込みくださいますようお願いいたします。

防除対象病害虫	作業	農薬	料金（税込）	農家負担額	実施主体	実施期間
チンチバック	動噴散布	スミチオン	¥4,400/10a 【1,000円助成(農薬込)】	3,400円	糖業振興会	4月下旬～ 6月上旬
イナゴ類	ドローン散布	スタークル液剤	¥3,300/10a 【2,000円助成(農薬込)】	1,300円		

【注意事項】

- ほ場に氏名等が書かれた立札等を必ず設置してください。
- 申請前に散布対象ほ場に接する畑の耕作者に散布する旨を伝えてください。
- 空港近くの一部地域ではドローン散布ができないほ場があります。
- 薬剤の効力は保証できません。既定の濃度で散布します。
- 天候により散布時期が遅くなることがあります。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

※申込期限 令和7年4月24日（木）

お問い合わせ先 さとうきび生産対策本部 ☎97-3463

<ゆんぬ敷料化ラブセンターからのお知らせ>

令和7年4月1日よりゆんぬ敷料化ラブセンターで販売をしていました敷料は堆肥センターで販売を行ないます。このことに伴い、敷料の問い合わせは堆肥センター（TEL：0997-81-3443）にお願いします。

記

【持込みができないもの】

1. 土や砂、石の付着した木の根っこ（機械の故障）
2. 夾竹桃・プルメリアなどキョウチクトウ科の植物
3. クワズ芋・里芋
4. 建築廃材（防腐剤・クギ）
5. 枯れ木（シロアリ発生源）
6. 竹・松・モクマオ・朝鮮アサガオ



【稼働日】

雑木等の受入日：月・火・木・金・土
（9：00～11：30
13：00～16：30まで）
受入停止日：毎週水曜日
定休日：日・祝日

【お問い合わせ】

与論町堆肥センター
TEL:0997-81-3443

特殊病害虫（セグロウリミバエ）の発生防止に関するお願い

町民の皆様へ

前年6月に沖縄県北部地域にて発見されました「セグロウリミバエ」の影響により、現在沖縄では緊急防除及び防除区域内の生果実の移動制限がかかっております。下記の作物については、緊急防除が解除されるまでの間、検査機関にて検査の実施、合格した物以外沖縄県から持ち出しができませんのでご注意ください。

※花、果実がついていない苗は対象外となります。

対象植物・野菜…ウリ科植物全般、サヤインゲン、トマト、野菜パパイア、トウガラシ等

・果物…パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、バンジロウ、パパイア、すもも等

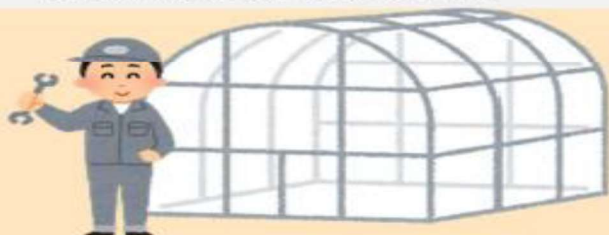
本町においてセグロウリミバエは現在まで確認されておりませんが、これから夏にかけて沖縄本島から飛来してくる可能性がありますので、発生防止にご協力をお願いいたします。

セグロウリミバエのまん延を防ぐため…

生産者(農家)の皆様へのおねがい



- ①施設栽培では、防虫ネットのメンテナンスや入口の二重カーテン等で虫の侵入を防ぎましょう
(他の病害虫の防除にもつながります)



- ②栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう

放置された果実からも多くの幼虫や蛹が見つかっています！



- ③不要な果実は集めて埋設するか、ビニール袋に入れて密閉し虫を死滅させるなどして、虫の侵入拡大を防ぎましょう



- ④適切な薬剤防除により虫の侵入を防ぎましょう



緑肥種子の購入助成について

土づくりや環境保全に役立つ緑肥を植えて作物の収量アップを図りましょう！

以下の内容で助成を実施いたしますので、ぜひご活用ください。

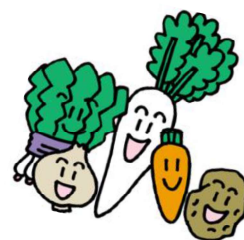
1. 対象品種：①つちたろう ②ねまへらそう
③ネマックス ④ネマコロリ

2. 助成額：種子購入代金の1/4

3. 受付期間：令和6年6月まで

※助成金がなくなりしだい締切となりますのでお早めにお申込ください

4. 受付窓口：JAグリーンセンター 注：必ず印鑑をご持参ください！



お問合せは役場産業課まで

TEL：97-4924

令和7年度町単独農業補助事業の募集について

令和7年度の下記事業の要望を募集します。申請を希望される方は役場産業課へお越しの上、申し込みいただきますようお願い致します。

※申し込みいただいたものが全て採択されるわけではありません。応募多数の場合、予算の範囲において新規利用人や認定農業者、新規就農者を優先し調整させていただく場合があります。

詳しくは役場産業課までお問い合わせください。

◆園芸施設整備支援事業◆

□必要書類 見積書

□事業内容

以下の対象施設整備における費用の助成を行う。

対 象 施 設：営農用施設、「ビニールハウス」及び「平張施設」、「冷蔵施設」等の園芸施設の資材代及び運賃（施設の工事代等は助成対象外・ビニールハウス及び平張施設においては、導入施設の面積100㎡以上を対象。）

補 助 率 等：事業費については15万円以上を対象とし、対象経費の1/3以内で助成します。（ただし、補助金の上限は30万円）

対 象 作 物：インゲン、ニガウリ、ソリダゴ、トルコギキョウ、ユリ、マンゴー、アテモヤ他
※上記以外の品目でも販売目的に生産する場合は対象としますが、申し込みが多い場合は上記品目を優先させていただきます。



◆干害対策施設整備事業◆

□必要書類 見積書

□事業内容

以下の対象施設整備における費用の助成を行う。

対 象 施 設：貯水槽、ボーリング井戸、揚水施設（ポンプ式）散水設備、配管施設（ただし埋設工事を伴うもの）

補 助 率 等：事業費については15万円以上を対象とし、対象経費の1/2以内（新規）、1/4（更新）で助成します。（ただし、補助金の上限は75万円以内（新規）、37.5万円以内（更新））

対 象 作 物：サトウキビ、サトイモ、インゲン、ニガウリ、ソリダゴ、トルコギキョウ、ユリ、マンゴー、アテモヤ、飼料作物 他
※上記以外の品目でも販売目的に生産する場合は対象としますが、申し込みが多い場合は上記品目を優先させていただきます。

【共通事項】

- ・対象者は町内の農業者（グループで組合を作る必要はありません）
- ・生産物の自家利用や贈答用が主となる場合は対象となりません。
- ・販売目的の品目であれば品目転換は自由です。
- ・施設の型式や資材の発注業者は自由です。
- ・年度毎に補助金要綱を変更することがあります。予めご了承ください。

【お申し込み・お問い合わせ先】
役場産業課 97-4924

与論町廃屋等解体・撤去補助金についてのお知らせ《募集》

町内に存する危険家屋及び廃屋の解体・撤去に係る工事費用の一部を助成します。

申請希望者は下記期限までに申請書及び必要書類を提出してください。

【申請期間】

令和7年4月10日(木)～令和7年5月12日(月)

【申請方法】

申請書(与論町ホームページでダウンロード、または建設課までお越しください)と必要書類の提出。

【要件】

- ・不良住宅度の判定が100点以上であること。
- ・補助金の交付決定前に工事に着手していないこと。
- ・年度内に完了する工事であること。
- ・解体撤去工事に要する費用が30万円以上の工事であること。
- ・申請者本人及び同一世帯人が市区町村税を滞納していないこと。
- ・解体撤去後の土地は適切に活用または管理すること。

【補助金額】

工事費用の30%の額とし、上限30万円。

※本事業は予算の範囲内での実施であるため、予算を上回る申請があった場合は不良度の評点が高い申請を優先とします。

その他詳細についてのお問い合わせ、申し込み先

与論町役場 建設課【0997-97-4928】

与論町住宅整備支援補助金についてのお知らせ

与論町の住宅不足の解消を改善し、地域の活性化を図ることを目的とし、賃貸住宅の改修、新築、これに類する工事に要する費用の一部を補助する目的で、令和7年度与論町住宅整備支援補助金交付事業について申請者を募集します。

※本事業は、予算範囲内での実施であるため、予算を上回る申請があった場合は審査の上選考となります。

【募集期間】

令和7年4月10(木)～令和7年5月12日(月)

【申請方法】

申請書(与論町ホームページでダウンロード、または建設課にお越しください)と必要書類の提出。

※必要書類は取得に時間を要する書類もあります。また、住宅によって必要書類が異なりますのでまずはお問合せください。

【要件】

- ・着工前の工事で令和8年2月末日までに終了する工事
- ・与論町内に建設されている、または建設する住宅で、貸し出すことを目的とした工事であること。
- ・対象住宅の固定資産税が滞納されていないこと。
- ・申請者本人及び同一世帯人が市区町村民税を滞納していないこと。
- ・町内に事業所を有する法人又は個人事業主が施工するものであること。
- ・住宅の新築、既存の住宅の増改築、修繕、設備の取換工事とし、工事費用が30万円以上であること。
- ・工事終了後、5年以上与論町空き家バンクに登録すること。
- ・工事終了後、5年以内は親族の入居は不可とする。

【補助金額】

費用の2／3を最大100万円まで助成します。

【注意事項】

- ・補助金の交付は、同一の住宅、申請者に対し1回限りとします。
- ・門、塀その他の外構工事及び補助対象者自らが施行する工事及びすでに工事中のものは対象外となります。

その他詳細についてのお問合せ、申し込み先

与論町役場 建設課【0997-97-4928】

事業者の皆様へ

与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金の募集開始について(お知らせ)

与論町内の宿泊事業者や観光施設事業者が持続可能な観光地づくりを目指すための大規模な施設改修等に活用できる補助事業を募集します。申請を希望される方は役場商工観光課へお越しの上、手続きいただきますようお願い致します。

※申込まいただいたものが全て採択されるわけではありません。応募多数の場合、予算の範囲において改修の規模や施設の高付加価値化の取組内容を検討し調整させていただく場合があります。

【事業内容】

○ワーケーションやインバウンド対応、光害の対策等といった持続可能な観光地づくりに対応するための施設改修

○空家等を宿泊施設等へ転換するための施設改修 等

【対象者】

○宿泊事業者または観光施設事業者

【補助率】

○補助対象経費の 1/3 以内(補助金上限額は 300 万円)

※ただし、補助対象事業費の合計が 100 万円以上とします。

【必要書類】

①見積書、工事図面

②旅館業法営業許可証の写し(宿泊事業者に該当する方)

③改修前の写真 等

【募集締め切り】

令和7年5月16日(金)午後5時まで

【その他】

○詳細については、与論町ホームページへ掲載している募集要項をご確認下さい

○上記の必要書類に加え、与論町ホームページへ掲載している申請書等が必要となります。

○募集要項、申請書等は与論町商工観光課でもお渡しいたします。

ご不明点等ございましたら下記までお問合せいただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

与論町役場 商工観光課

電話:0997-97-4902

マイナンバーカードを利用した 転出届出に伴う手続きについて

マイナポータルを用いて、転出届出を行う場合、
国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格は自動で喪失となり
手続きは不要です(ただし転入時は必ず来庁が必要です)

- ・資格確認書等は転出日以降は使用できませんのでご注意ください
- ・誤って転出日以降に資格確認書等を使用した場合
与論町が負担した医療費を返還していただく場合があります

〈資格確認書などの返却について〉

転出日以降、被保険者証・資格確認書等をお持ちの方は
与論町役場健康長寿課にお持ちいただくか、下記へ郵送ください

- ・資格情報のお知らせは、返却の必要はありません。ご自分で破棄してください。

次の1～2に該当する方は注意が必要です。

1.国保に加入している子どもが修学のため単身で引っ越すとき

該当届書に記入後、在学証明書・保険証または資格確認書・住民票
を添付したものを世帯主または役場へ直接ご郵送ください。
マル学該当の方が転入先市町村で国民健康保険の加入手続きをすると
二重加入になってしまうのでご注意ください。

- ・毎年、在学中は4月に更新が必要となります。
新年度の4月1日以降に発行された在学証明書をご提出ください。

2.施設に入所または入居するために引っ越すとき

住所地特例・・・該当届書に記入の後、入所または入居したことが分
かる証明書・住民票・保険証または資格確認書を添付したものを世帯
主または役場へ直接ご郵送ください。

(1および2の届書はホームページ上にありますのでダウンロードしてご使用ください。)



↑ホームページ

【問い合わせ・郵送先】

〒891-9301
鹿児島県大島郡与論町茶花1418番地1
与論町役場 健康長寿課(国保・後期)係
TEL 0997-97-4992

【お知らせ】 4 月から町営住宅の入居資格等が変わりました。

条例等の改正に伴い入居資格等が一部更新されていますので以下の通りお知らせします。

◆ 入居時の所得制限について。以下の各世帯区分ごとに定められた所得を超えないこと。

世帯区分	所得
・ 同居者のうちに 18 歳未満の扶養親族がいる世帯 ・ 入居者に配偶者がなく、かつ、20 歳未満の扶養親族がいる世帯	2 5 9, 0 0 0 円
・ 身体障がい者（1 級から 4 級までのいずれかに該当する者）がいる世帯 ・ 精神障がい者（1 級又は 2 級に該当する者）がいる世帯 ・ 知的障がい者（上記の精神障がい者に相当する者）がいる世帯 ・ 戦傷病者（恩給法の特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の障害のある者）がいる世帯 ・ 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている者）がいる世帯 ・ 引揚者（海外からの引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者）がいる世帯 ・ ハンセン病療養所入所者等がいる世帯 ・ 入居者が 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯	2 1 4, 0 0 0 円
・ 上記以外の世帯	1 5 8, 0 0 0 円

◆ 優遇抽選等対象世帯について

本町では、以下に該当する世帯の方を対象に、抽選において倍率を優遇する等の措置を実施しています。

- ・ 入居者が 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯
- ・ 入居者に配偶者がなく、かつ、20 歳未満の扶養親族がいる世帯
- ・ 同居者のうちに 1 8 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯
- ・ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの扶養親族がいる世帯
- ・ 障がい者世帯（上記「各世帯区分の収入一覧」の身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者がある世帯）
- ・ DV 被害者（諸条件あり）
- ・ 犯罪被害者等（諸条件あり）
- ・ 引揚者（海外からの引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者）がいる世帯

お問合せ窓口
建設課 住宅管理係 0997-97-4928

町 営 住 宅 入 居 申 込 受 付 中

町営住宅に空き室があります。入居を希望される方は、役場建設課へ必要書類の提出をお願いいたします。
申し込み要件については、下記の通りです。

- ①西区住宅A棟105号室 2DK 50.1㎡ 築3年
家賃 13,800円～（所得によって変動）2名以上(单身不可)
・駐車場 12,600円(年間) 1世帯1台まで
- ②西区住宅B棟103号室 2DK 50.1㎡ 築3年
家賃 13,800円～（所得によって変動）2名以上(单身不可)
・駐車場 12,600円(年間) 1世帯1台まで
- ③宇和寺団地1号棟103号室 1DK55.31㎡ 築20年
家賃 16,300円～（所得によって変動）2名以上(单身不可)
・駐車場 12,600円(年間) 1世帯1台まで
- ④宇和寺団地2号棟203号室 1DK55.30㎡ 築19年
家賃 16,300円～（所得によって変動）2名以上(单身不可)
・駐車場 12,600円(年間) 1世帯1台まで
- ⑤城団地103号室 2DK 63.59㎡ 築12年
家賃 18,300円～（所得によって変動）2名以上(单身不可)
・駐車場 12,600円(年間) 1世帯1台まで



◆以上の住宅共通

- ・入居可能日 令和7年5月19日～令和7年6月18日までに入居可能な世帯

◆入居資格

- ・暴力団員でないこと
- ・所得制限があります(世帯状況により異なる)
- ・町税等の滞納がない者
- ・現に住宅に困窮していること。持ち家がある方は申込できません

◆申込期間 令和7年4月10日(木)～令和7年5月9日(金)午後5時まで

◆抽選日 令和7年5月15日(木)10:00～与論町役場多目的ホール

◆必要書類等 入居申込書(建設課または与論町ホームページでもダウンロードできます)

※ 今年度、既に申込をされた方は、申込意思を連絡下さい。
(連絡なしの抽選はできませんので必ずご連絡をお願いいたします)

問い合わせ先
与論町役場建設課 TEL0997-97-4928



敬老バス・タクシー乗車助成券 利用上限額変更のお知らせ



与論町では75歳以上の方を対象に、申請に基づき敬老バス・タクシー乗車助成券を交付しています。これまで1回の乗車につき、一人200円が利用上限額となっておりましたが、昨今の物価高騰を踏まえ、移動手段のない高齢者の交通費負担の軽減を目的として、令和7年4月1日より1回の乗車につき**1人400円へ利用上限額が変更**になりましたので、お知らせいたします。

これまで	令和7年4月1日から
1回の乗車につき 一人 200円 	1回の乗車につき 一人 400円

※毎月の助成券交付額(5,000円分)は変更ありません

お問い合わせ先：与論町役場 健康長寿課 池田 ☎ 97-4992(直通)

open!

みんなで
ごはんをたべよう

みんな

の
食堂



きずな株式会社
みんなの食堂運営部

4月13日 (日)

12時～14時

ゆんぬ体験館

子ども (中学生まで) 無料
70歳以上 無料

大人 (高校生から) 300円

島外子ども 300円

島外大人 600円

子ども達に食後の
アイスクリーム
配ります ♡



食事もアイスクリームも無くなり
次第終了いたします。

《限定 100食》

主催 株式会社きずな
山下清男美

みんなの食堂運営部

後援 与論町、与論町教育委員会
ヨロン島観光協会

❀ 令和7年度与論町子育て支援金についてお知らせ ❀

（小学1年生及び中学1年生の保護者の皆様へ）

与論町では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進するため、子育て支援金を支給しております。

つきましては、下記の受給条件に該当される方は、与論町役場こども未来課にて申請して下さい。

記

1 受給条件(対象者)

令和7年度に小学1年生及び中学1年生を養育する者で、令和6年4月1日以前から与論町に住所を有し、支援金請求の時期(児童の小学校入学時又は中学校入学時)から引き続き6年以上与論町に住所を有することを確約できる者。

2 申請に必要な物

- (1) 印鑑
- (2) 通帳の写し ※原則として父親の通帳(母子家庭は、母親の通帳)
- (3) 世帯全員の住民票(住民票謄本)

3 申請期間 令和7年4月14日～令和8年3月31日

4 その他

- (1) 支援金の受給額は、児童順位(出生順位)により異なります。
- (2) 町債務(税金、使用料等)に滞納がある場合は、支援金から納付していただきます。
- (3) 偽りその他、不正な手段により支援金の受給を受けた者があるときは、支給額の全部又は一部を返還していただきます。

【問い合わせ先】
与論町役場 こども未来課
TEL:0997-97-2792(直通)

令和7年度給食センター委託作業員の募集

- 募集人数 : 1～2名程度
作業期間 : 令和7年5月～令和8年3月
作業時間 : ①調理作業 午前 8時00分 ～ 12時00分(4時間程度)
・1ヶ月に2回～8回程度
※基本的には常勤調理員が足りない日や人手が必要な日に作業をお願いする形になります。
- 作業内容 : ① 与論町立学校給食センター内での学校給食調理作業等
委託料 : ① 1時間あたり1,250円
応募期限 : 令和7年4月24日(木)17:00まで
応募用紙 : 与論町立学校給食センターもしくは与論町役場2階教育委員会にある応募用紙をもらい、下記提出先へ提出する。
応募用紙提出先: 学校給食センターもしくは役場2階教育委員会
採用の決定: 電話もしくは対面での簡単な面接のうえ、採用された方には随時ご連絡いたします。

【問い合わせ先】
与論町立学校給食センター
担当: 梶分・白石
電話: 97-4438